

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部医務課

法令名	医療法		法令番号	昭和23年法律第205号	
手続名	管理者を医療法人の理事に加えないことの認可		根拠条項	第46条の5第6項ただし書き	
審査基準	<p>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について                  （昭和61年6月26日 健政発第410号 各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知）</p> <p>記</p> <p>第1 医療法人制度に関する事項</p> <p>6 病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の理事就任</p> <p>(1) 法第46条の5第6項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることを目的としたものであること。</p> <p>(2) 2以上の病院等を開設する場合における同項ただし書きの規定に基づく都道府県知事の認可は、病院等の立地及び機能等を総合的に勘案し、同項の規定の趣旨を踏まえた法人運営が行われると認められるときに行われるものであること。                  なお、恣意的な理由ではなく、社員総会等の議決など正当な手続きを経ていること等を確認すること。</p> <p>(3) 同項ただし書きの規定に基づく認可について、医療法人の定款又は寄附行為において、理事に加えないことができる管理者が管理する病院等を明らかにしているときは、当該病院等の管理者が交替した場合でも当該認可は継続できるものとする。</p>				
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	医務課	交付機関
		標準処理期間		25日	目次
		標準経由期間		11日	
18					